

## 公開草案「保険契約」に対するコメント対応（案） ディスカッション・ポイント

- IASB は本年 7 月 30 日に、公開草案「保険契約」を公表した。コメント期限は 11 月 30 日である。
- 本日は、質問 2～質問 11 及び質問 13(b)について、以下のポイントを中心にご審議願いたい。

### 1. 質問 2(a) 及び質問 13(b)

保険契約の測定は、保険者が保険契約を履行するにつれて発生する将来キャッシュ・アウトフローから将来キャッシュ・インフローを控除した金額の期待現在価値を含めること、及び、保険契約から生じるすべての収益及び費用を純損益に表示することが提案されている。

コメントの方向性として、次の 1 案～4 案のいずれがよいか。

- (1 案) 提案に同意する。
- (2 案) 保険契約の期待現在価値の変動をすべて財務諸表に反映させることとなる提案に同意しない（不利な契約にならない限り、見積りの変更は保険契約の測定に反映させない）。
- (3 案) 負債の測定としては同意するが、見積り及び割引率の変更の影響は OCI に認識すべきである（リサイクリングあり）。
- (4 案) 将来キャッシュ・フローの期待現在価値ベースで保険契約を測定することについては同意する。ただし、残余マージン（又は複合マージン）を再評価する（ショック・アブソーバーとして使用する）ことにより、不利な契約とならない限り、見積り及び割引率の変更が純損益に影響を及ぼさない方法を主張する。

### 2. 質問 4

「リスク調整アプローチ」（IASB の提案）、「複合マージン・アプローチ」のいずれを支持するか質問されている。

複合マージン・アプローチを支持することでよいか。

### 3. 質問 7

発行される契約についての増分新契約費は、保険契約の当初測定に契約キャッシュ・フローとして含め、他のすべての新契約費は発生時に費用として認識する（すなわち、増分新契約費を原因とする初期赤字を発生させない）という提案に同意することでよいか。

契約キャッシュ・フローとして含める増分新契約費は、ポートフォリオ・レベルではなく、個々の契約レベルで識別するという提案に同意することでよいか（代理店手数料や外交員の歩合給与等に限定され、広告宣伝費、営業職員の固定給与、健康診断費用などは含まれなくなる）。

4. 質問 11(c)

現在 **IFRS** で金融保証契約として定義されている契約を、保険契約に関する **IFRS** の範囲に含めることが提案されている。

保険会社が発行する金融保証契約を保険の基準の対象とすることは妥当であると考えられるが、保険会社以外の企業に対し、金融保証契約に保険の基準を適用することを要求することについては慎重に検討すべきであるとコメントすることでよいか。

以 上